

未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

証拠説明書 (1)

令和7年2月28日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 戸田善恭

同 多田晋作

同 太田こもも

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 1	陳述書	原本	2025. 2. 24	原告竹島	原告竹島の権利が侵害されていること、その他本件訴訟に至る経緯等。	
甲 2	通知書 (東京都選挙管理委員会委員長宛て)	写し	2024. 10. 23	原告	原告が、第50回衆議院議員総選挙の選挙運動期間中に選挙運動を行う意向があることを明らかにするとともに、公職選挙法137条の2および同239条1号が憲法21条1項に違反しているため、これらに従う法的義務がないと考えていることを通知するとともに、受取人に対して、原告が本件選挙運動期間中に選挙運動を行う権利義務の存否について確認等を求めたこと。	
甲 3	通知書 (新宿区選挙管理委員会委員長宛て)	写し	2024. 10. 23	原告	同上	
甲 4	通知書 (総務省自治行政局長宛て)	写し	2024. 10. 23	原告	同上	
甲 5 の 1	東京都選挙管理委員会からの回答書	写し	2024. 10. 29	東京都選挙管理委員会	甲1に対して、東京都選挙管理委員会から、「公職選挙法第137条の2・・・の規定により、年齢満18歳未満である通知人は、選挙運動をすることができません」という内容の回答がなされたこと。	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 5 の 2	上記回答書の 封筒	写し	2024. 10. 29	東京都選 挙管理委 員会事務 局	上記回答書の作成日（消印）が2 0 2 4 年 1 0 月 2 9 日であるこ と。	
甲 6	新宿区選挙管 理委員会から の回答書	写し	2024. 10. 30	新宿区選 挙管理委 員会委員 長野尻信 江	甲 2 に対して、新宿区選挙管理委 員会から、『『未成年の選挙運動』 については、公職選挙法第 1 3 7 条の 2 において『年齢満 1 8 年未 満の者は、選挙運動をすることが できない』と規定されております 』という内容の回答がなされた こと。	
甲 7	陳述書	原本	2025. 2. 24	原告■■■■	原告■■■■の権利が侵害されている こと、その他本件訴訟に至る経緯 等。	
甲 8	陳述書	原本	2025. 2. 24	原告宮田	原告宮田の権利が侵害されている こと、その他本件訴訟に至る経緯 等。	
甲 9	陳述書	原本	2025. 2. 24	原告角谷	原告角谷の権利が侵害されている こと、その他本件訴訟に至る経緯 等。	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲10	第13回国会 衆議院公職 選挙法改正に 関する調査特 別委員会第4 号昭和27年6 月4日会議録 本文を印刷 したもの(抜 粋)	写し	2025.2.24	原告代理人	本件各規定が審議された1952年(昭和27年)6月4日開催の第13回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会における具体的なやり取りの内容、及び、当初の改正案要綱には、未成年者に対する選挙運動禁止規定及び罰則が定められていなかったところ、政府委員である三浦法制局参事も、「未成年者が自発的にやる場合については、この法律で制限する範囲ではない」と明言していたが、議員から「警察官がこれを取締ることが可能であるという意見が上がったことのみを理由として、「理論的には変」であるにもかかわらず、場当たりの未成年者の自発的な選挙運動を禁止し、しかも、その違反行為については、未成年者自身に対する罰則を設けることが決まったこと。
甲11	第13回国会 参議院地方 行政委員会 第60号昭和 27年7月14 日会議録本 文を印刷し たもの(抜 粋)	写し	2025.2.24	原告代理人	1952年(昭和27年)7月14日開催の第13回国会参議院地方行政委員会においては、本件禁止規定の趣旨について、「地方選挙において未成年者を使用した人海戦術がとられるなどの弊害があった」旨の発言が見られ、未成年者を大量に動員して連呼行為を行うような選挙運動を阻止する必要があることを立法事実としていること。
甲12	逐条解説公職 選挙法改訂版 (中)1106～ 1107頁	写し	2021.7.30	黒瀬敏文 ほか	本件禁止規定について解説する文献には、本件禁止規定の趣旨について「心身未成熟な者を保護するため」と記載するものがあること。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲13	選挙時報第8 巻第6号 23 頁 写し	1959.7.15	全国市区 選挙管理 委員会連 合会	本件禁止規定について解説する文 献には、「心身未成熟者を保護す るとともに、あわせて昭和26年 の地方選挙にあらわれた弊害を防 止するためにこの規定が設けられ た」と記載するものがあること。	
甲14	最新改正公職 選挙法解説 99～100頁 写し	1952.8.15	大島 笙、 石井春水	本件各規定が制定された1952 年に、衆議院法制局参事及び法務 省刑事局検事の共著により発行さ れた書籍において、未成年者の選 挙運動の禁止が「心身未成熟な者 の保護」と何ら関係ないことにつ いて述べられていること。 また、「未成年者のみを対象とす る罰金規定は、未だその例がない のみならず、未成年者を刑罰に処 することは、少年法の精神より考 えれば、例外的な措置であり、特 にいわゆる行政犯としか考えられ ない本条の違反は、家庭裁判所の 保護処分にも親しまないものであ って、私見によれば処罰規定を置 くこと自身、刑事法の原則に反し た、行き過ぎの規定と疑わざるを 得ない。」と、本件罰則規定が罪 刑の均衡を欠くことが述べられて いること。	
甲15	東京地判昭和 49年4月1 6日・月刊生 徒指導197 4年7月号9 4頁 写し	1974.7	学事出版	東京地判昭和49年4月16日の 判示において、「高校生といえど も一個の社会人として、国の政治 に関心を持ち、自ら選ぶところに 従って相応の政治活動を行うこと はもとより正当なことであって・ ・政治活動を行うこと自体は何ら 批難されるべきことではない。・ ・ただ未成年であるからとか、高 校生としてふさわしくないとか、 危険であるというだけの理由で、 政治集会やデモに参加することを 一律に禁止」するというのは、生 徒の側からすれば「生徒の政治的 自由に対する弾圧であると受けと るのも無理からぬ」ことであると 指摘されていること。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 1 6	「公職選挙法の改正に関する各方面の意見集」(選挙時報第8巻第8号)(抜粋) 写し	1959.9.15	全国市区 選挙管理 委員会連 合会	本件各規定の制定からほどない1959年(昭和34年)に自治庁選挙局に提出された意見を掲載した「公職選挙法の改正に関する各方面の意見集」には、「未成年者の選挙運動禁止に対する処罰規定は過酷にすぎるので検討すること」と記載されていること。	

以上